

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

上下水道部 上下水道営業課

監査期間 令和 5年 1月 6日から
令和 5年 1月20日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。		
(ア) 入札によらず、不明確な根拠により随意契約をしているものがあった。 【地方自治法第234条第2項】	来年度から根拠を明確にし、適正に処理します。	
(イ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由の記載がなく、また、契約保証金の納付免除の根拠条文の記載がないものがあった。 【地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号、契約規則第31条】	文書管理システムにおいて適正に処理しました。	
(ウ) 業務委託契約において、個人情報の取扱いがあるにもかかわらず、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付せずに契約しているものがあった。 【契約規則第27条第1項第9号】	個人情報取り扱い関係法令を遵守し、今後適正に行います。	
(エ) 50万円を超える契約において、見積徴収伺いに予定価格書を添付して決裁しているものがあった。【契約規則第13条】	見積伺いには添付せず、別途作成し用意します。	
(オ) 印刷製本契約において、印刷物の納品あった際に、納品書の提出を受けていないものがあった。【印刷製本契約約款第17条】	提出は受けており、別で管理をしておりました。契約書と同じ簿冊へ綴りました。	
イ 道路占用に関する工事において、工事完了届を知事に提出していないものが散見された。 【愛知県道路管理規則第11条第2項】	完了書類の出されているものについては、速やかに知事に提出しました。	

指摘事項	措置状況	検証結果
<p>ウ 電子計算機に記録した公印の印影（電子印）の印刷により公印を使用しようとする決裁文書において、誤って公印欄に不要と入力したため、上下水道経営課長の使用承認なく公印を印刷しているものが散見された。 【上下水道事業公印規程第10条】</p>	<p>下水道事業受益者負担金の決裁文書で上下水道事業公印規程第10条に該当するものはありませんが、上下水道事業公印規程第9条に係る決裁文書は、テンプレートに登録をして発意起案の際にテンプレートを読み込ませることにより再発の防止につなげました。</p>	
<p>エ 文書取扱事務において、起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。 【文書取扱規程第18条】</p>	<p>「下水道使用開始等届に関する文書」など、従来のように文書管理システムを使用せずに処理していたものを、システムの紙決裁による処理を令和5年度から予定しています。</p>	
<p>オ 物品管理事務において、郵便切手の実枚数と受払簿に記載された枚数とが一致しないものがあった。 【物品管理要綱第10条】</p>	<p>今後は、週に1度第三者に検収を受けることにしました。</p>	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。

